



茨城県報

第 642 号

令和 7 年 (2025 年) 9 月 1 日

月曜日

目次

告 示

ページ

- 知事指定薬物の指定 (薬務課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 公有水面埋立ての承認 (港湾課) 3

(労働委員会)

- 労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲の認定 6

公 告

- 令和 7 年度後期技能検定実施公示 (産業人材育成課) 6
- 県営土地改良事業計画 (2 件) (農村計画課) 10
- 都市計画の図書の縦覧 (都市計画課) 11
- 開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課) 11
- 道路の位置の指定 (建築指導課) 11
- 建築基準法による道路の指定の廃止 (建築指導課) 12

(教育委員会)

- 入札公告 12

告 示

茨城県告示第 839 号

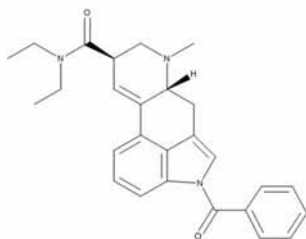
茨城県薬物の濫用の防止に関する条例 (平成 27 年茨城県条例第 53 号) 第 10 条第 1 項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和 7 年 9 月 1 日

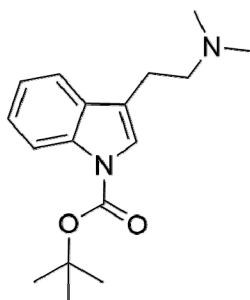
茨城県知事 大井川 和彦

1 知事指定薬物の名称

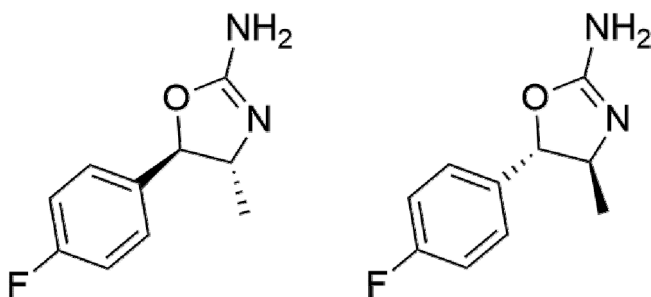
- (1) (8R)-1-ベンゾイル-N,N-ジエチル-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類



- (2) tert-ブチル 3- [2- (ジメチルアミノ) エチル] インドール-1-カルボキシレート及びその塩類



- (3) (4S, 5S)-5-(4-フルオロフェニル)-4-メチル-4,5-ジヒドロオキサゾール-2-アミン、(4R, 5R)-5-(4-フルオロフェニル)-4-メチル-4,5-ジヒドロオキサゾール-2-アミン及びそれらの塩類



2 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有し、かつ、人の身体に使用された場合に人の健康に被害が生ずると認められ、県の区域内において濫用されるおそれがあるため

3 指定の効力が発生する日

令和 7 年 9 月 1 日

茨城県告示第840号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和 7 年 9 月 1 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 118号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
常陸大宮市岩崎字北河原640番4地先から 常陸大宮市野上字环11番2地先まで	旧	メートル 最大 21.9 最小 14.2	メートル 1,016	
	新	最大 51.2 最小 30.5	1,016	現道拡幅

茨城県告示第841号

令和 7 年 3 月 17 日付けで国土交通省関東地方整備局長 岩崎 福久より出願のあった公有水面埋立てについて、次のとおり承認したので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第 3 項において準用する同法第11条の規定により告示する。

令和 7 年 9 月 1 日

茨城港港湾管理者 茨 城 県

代表者 茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 承認を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

所 在 地 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1

名 称 国土交通省 関東地方整備局

代表者住所 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1

代表者氏名 国土交通省関東地方整備局長 橋本 雅道

2 埋立区域

(1) 位置

1) 全体

茨城県ひたちなか市大字長砂字渚2016番、2017番及び2021番の地先公有水面

2) 1 工区

茨城県ひたちなか市大字長砂字渚2016番、2017番及び2021番の地先公有水面

3) 2 工区

茨城県ひたちなか市大字長砂字渚2016番、2017番及び2021番の地先公有水面

(2) 区域

1) 全体

次の各地点のうち、①の地点と②の地点を結んだ線、②の地点から④の地点までを順次に結ぶ平成22年秋分の満潮位（D.L. +1.70m）における公有水面と仮防波堤との境界線、④の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線、⑥の地点から⑩の地点までを順次に結ぶ平成22年秋分の満潮位（D.L. +1.70m）における公有水面と陸地との境界線及び①の地点と⑩の地点を結ぶ平成22年秋分の満潮位（D.L. +1.70m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 茨城県那珂郡東海村の国土地理院照沼二等三角点（北緯36度26分16秒6113、東経140度35分22秒9592）から112度06分56秒 3, 116.94mの地点

②の地点 ①の地点から 90度00分00秒 53.44mの地点

③の地点 ②の地点から 180度00分00秒 15.00mの地点

④の地点 ③の地点から 90度00分00秒 306.56mの地点

⑤の地点 ④の地点から 180度00分00秒 34.80mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 270度00分00秒 390.34mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 0度02分20秒 0.01mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 0度03分00秒 40.09mの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 90度03分06秒 15.51mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 180度00分00秒 3.69mの地点

⑪の地点 ⑩の地点から 90度00分00秒 14.80mの地点

2) 1 工区

次の各地点のうち、⑪の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線、⑥の地点から⑩の地点までを順次に結ぶ平成22年秋分の満潮位 (D. L. +1. 70m) における公有水面と陸地との境界線及び⑪の地点と⑩の地点を結ぶ平成22年秋分の満潮位 (D. L. +1. 70m) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑪の地点 茨城県那珂郡東海村の国土地理院照沼二等三角点 (北緯36度26分16秒6113、東経140度35分22秒9592) から112度20分36秒 3, 122. 01mの地点

⑫の地点 ⑪の地点から 180度00分00秒 36. 40mの地点

⑥の地点 ⑫の地点から 270度00分00秒 30. 34mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 0度02分20秒 0. 01mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 0度03分00秒 40. 09mの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 90度03分06秒 15. 51mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 180度00分00秒 3. 69mの地点

3) 2 工区

次の各地点のうち、①の地点と②の地点を結んだ線、②の地点から④の地点までを順次に結ぶ平成22年秋分の満潮位 (D. L. +1. 70m) における公有水面と仮防波堤との境界線、④の地点から⑪の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑪の地点を結ぶ平成22年秋分の満潮位 (D. L. +1. 70m) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 茨城県那珂郡東海村の国土地理院照沼二等三角点 (北緯36度26分16秒6113、東経140度35分22秒9592) から112度06分56秒 3, 116. 94mの地点

②の地点 ①の地点から 90度00分00秒 53. 44mの地点

③の地点 ②の地点から 180度00分00秒 15. 00mの地点

④の地点 ③の地点から 90度00分00秒 306. 56mの地点

⑤の地点 ④の地点から 180度00分00秒 34. 80mの地点

⑫の地点 ⑤の地点から 270度00分00秒 360. 00mの地点

⑪の地点 ⑫の地点から 0度00分00秒 36. 40mの地点

(3) 面積

1) 全体 14, 490. 82平方メートル

2) 1 工区 1, 161. 22平方メートル

3) 2 工区 13, 329. 60平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

1) 全体

茨城県ひたちなか市大字長砂字渚2016番、2017番及び2021番の地内並びに同地先公有水面

2) 1 工区

茨城県ひたちなか市大字長砂字渚2016番、2017番及び2021番の地内並びに同地先公有水面

3) 2 工区

茨城県ひたちなか市大字長砂字渚2016番、2017番及び2021番の地先公有水面

(2) 区域

1) 全体

次の各地点のうち、㉗の地点から㉘の地点までを順次に結んだ線及び㉗の地点と㉘の地点を結んだ線により囲まれた区域

㊦の地点 茨城県那珂郡東海村の国土地理院照沼二等三角点（北緯36度26分16秒6113、東経140度35分22秒9592）から110度29分49秒 2,922.28mの地点

㊧の地点 ㊦の地点から 90度00分00秒 640.00mの地点

㊨の地点 ㊧の地点から 180度00分00秒 250.00mの地点

㊩の地点 ㊨の地点から 270度00分00秒 480.00mの地点

㊪の地点 ㊩の地点から 180度00分00秒 160.00mの地点

㊫の地点 ㊪の地点から 270度00分00秒 50.00mの地点

㊬の地点 ㊫の地点から 0度00分00秒 260.00mの地点

㊭の地点 ㊬の地点から 270度00分00秒 110.00mの地点

2) 1 工区

次の各地点のうち、㊦の地点から㊭の地点までを順次に結んだ線及び㊦の地点と㊭の地点を結んだ線により囲まれた区域

㊦の地点 茨城県那珂郡東海村の国土地理院照沼二等三角点（北緯36度26分16秒6113、東経140度35分22秒9592）から110度29分49秒 2,922.28mの地点

㊧の地点 ㊦の地点から 90度00分00秒 150.34mの地点

㊨の地点 ㊧の地点から 180度00分00秒 250.00mの地点

㊩の地点 ㊨の地点から 90度00分00秒 9.66mの地点

㊪の地点 ㊩の地点から 180度00分00秒 160.00mの地点

㊫の地点 ㊪の地点から 270度00分00秒 50.00mの地点

㊬の地点 ㊫の地点から 0度00分00秒 260.00mの地点

㊭の地点 ㊬の地点から 270度00分00秒 110.00mの地点

3) 2 工区

次の各地点のうち、㊦の地点から㊨の地点までを順次に結んだ線及び㊦の地点と㊨の地点を結んだ線により囲まれた区域

㊦の地点 茨城県那珂郡東海村の国土地理院照沼二等三角点（北緯36度26分16秒6113、東経140度35分22秒9592）から109度30分44秒 3,063.56mの地点

㊧の地点 ㊦の地点から 90度00分00秒 489.66mの地点

㊨の地点 ㊧の地点から 180度00分00秒 250.00mの地点

㊩の地点 ㊨の地点から 270度00分00秒 489.66mの地点

(3) 面積

1) 全体 157,000.00平方メートル

2) 1 工区 34,586.00平方メートル

3) 2 工区 122,414.00平方メートル

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 承認の年月日

令和 7 年 8 月 25 日

~~~~~

（ 労 働 委 員 会 ）

茨城県労働委員会告示第 1 号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、茨城県企業局（以下「企業局」という。）の職員が結成し、又は加入する茨城県企業局労働組合について、企業局の職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第 2 条第 1 号に規定する者の範囲を、令和 7 年 8 月21日次のとおり認定した。

なお、令和 3 年 7 月26日茨城県労働委員会告示第 1 号は、廃止する。

令和 7 年 9 月 1 日

茨城県労働委員会会長 亀 田 哲 也

| 勤 務 箇 所             |          | 労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者                                                                      |
|---------------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 局                 |          | 次長、参事、危機管理対策監、統合推進監、課（室）長、首席検査監、副参事、技佐、課（室）長補佐（総括）、監察監、総務課労務担当課長補佐及び主査、総務課総務グループ給与担当係長及び主任 |
| 出先機関<br>及 び<br>その支所 | 県南水道事務所  | 所長、次長、総務課長                                                                                 |
|                     | 利根川浄水場   | 場長、副場長                                                                                     |
|                     | 阿見浄水場    | 場長、副場長                                                                                     |
|                     | 鹿行水道事務所  | 所長、次長、総務課長                                                                                 |
|                     | 鰯川浄水場    | 場長、副場長                                                                                     |
|                     | 県西水道事務所  | 所長、次長、総務課長                                                                                 |
|                     | 新治浄水場    | 場長、副場長                                                                                     |
|                     | 水海道浄水場   | 場長、副場長                                                                                     |
|                     | 県中央水道事務所 | 所長、次長、総務課長                                                                                 |
|                     | 涸沼川浄水場   | 場長、副場長                                                                                     |
|                     | 水質管理センター | センター長、水質管理課長                                                                               |



公 告

●令和 7 年度後期技能検定実施公示

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第 3 項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和 7 年 9 月 1 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 実施等級の区分
- 特級、1 級、2 級、3 級及び単一等級
- 2 試験の実施方法
- 実技試験及び学科試験
- 3 受検手数料、実施する検定職種、実施期日及び実施場所等
- (1) 実技試験

## ア 受検手数料

茨城県手数料徴収条例に定める金額とする。

※詳しくは、茨城県職業能力開発協会が配布する技能検定受検案内を確認してください。

## イ 実施する検定職種（作業）

| 等級    | 検定職種（作業）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特級    | 鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 1・2 級 | 鍛造（プレス型鍛造作業）、金型製作（プレス金型製作作業）、工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）、機械検査（機械検査作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、時計修理（時計修理作業）、光学機器製造（光学機器組立て作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、石材加工（石材加工作業）、菓子製造（洋菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業、テクニカルイラストレーション C A D 作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図 C A D 作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、塗装（鋼橋塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業） |
| 3 級   | 造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、時計修理（時計修理作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業、テクニカルイラストレーション C A D 作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図 C A D 作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 単一等級  | 電子回路接続（電子回路接続作業）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

## ウ 実施期日

実技試験は、令和 7 年 12 月 5 日（金）から令和 8 年 2 月 15 日（日）までの間において、別途茨城県職業能力開発協会が指定する日に行う。

## エ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途茨城県職業能力開発協会から通知する。

## オ 問題の公表

実技試験問題は、令和 7 年 11 月 28 日（金）から茨城県職業能力開発協会において公表するとともに、受検申請者あて送付する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料

3,100 円

イ 実施する検定職種（作業）及び実施期日

| 等級    | 検定職種（作業）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 実施期日                  |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 特級    | 鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造                                                                                                                                                         | 令和 8 年<br>2 月 1 日（日）  |
| 1・2 級 | 鍛造（プレス型鍛造作業）、機械検査（機械検査作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）                                                                                                                                                                                        | 令和 8 年<br>1 月 25 日（日） |
| 1・2 級 | 金型製作（プレス金型製作作業）、工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）、時計修理（時計修理作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、石材加工（石材加工作業）、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図 CAD 作業）                                                                                                  | 令和 8 年<br>2 月 1 日（日）  |
| 1・2 級 | 半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、光学機器製造（光学機器組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、菓子製造（洋菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業、テクニカルイラストレーション CAD 作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、塗装（鋼橋塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業） | 令和 8 年<br>2 月 8 日（日）  |
| 3 級   | シーケンス制御（シーケンス制御作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 令和 8 年<br>1 月 25 日（日） |
| 3 級   | 造園（造園工事作業）、時計修理（時計修理作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図 CAD 作業）                                                                                                                                                                                                                     | 令和 8 年<br>2 月 1 日（日）  |



|      |                                                                                                                                                                      |                      |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 3 級  | 機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業、テクニカルイラストレーション C A D 作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業） | 令和 8 年<br>2 月 8 日（日） |
| 単一等級 | 電子回路接続（電子回路接続作業）                                                                                                                                                     | 令和 8 年<br>2 月 8 日（日） |

#### ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途茨城県職業能力開発協会から通知する。

### 4 受検申請の手続

#### (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

ウ 実技試験を在校生として受検する場合は、在校生であることを証明する書類

エ 実技試験を在職者として受検する場合は、受検申請日（知事が指定する日をいう。）において雇用保険被保険者であることを証明する書類

#### (2) 提出先

茨城県職業能力開発協会

住所 〒310-0005 水戸市水府町864-4（茨城県職業人材育成センター内）

電話 029-221-8647

#### (3) 受付期間

令和 7 年 10 月 2 日（木）から 10 月 15 日（水）まで

#### (4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙及び受検案内は、茨城県職業能力開発協会に配布する。

なお、申請書の用紙等の郵送を希望する場合は、茨城県職業能力開発協会（電話）029-221-8647 まで問い合わせること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。ただし、実技試験に人数制限を設けている職種（作業）は、郵送による受付は行わない。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証明する書類を同封すること。郵送による申請は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者の受検申請については、前記 3 (1) イ 及び (2) イ に掲げる検定職種以外の職種（指定試験機関が実施する職種を除く。）についても受け付ける。

### 5 受検手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（前記 3 (1) ア に定められた額）及び学科試験の手数料の額（3,100 円）を納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は不要とする。

また、納付した手数料は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

### 6 合格の発表等

#### (1) 技能検定合格者の発表

令和 8 年 3 月 13 日（金）に茨城県のホームページ内に掲載する。

なお、合格者に対しては、書面により通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格者の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については令和 8 年 3 月 13 日（金）以降に、茨城県職業能力開発協会から書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1 級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名、2 級及び 3 級の技能検定合格者には茨城県知事名の合格証書を交付する。

このほか、厚生労働大臣から技能検定合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

不明な点は、茨城県職業能力開発協会（電話）029-221-8647 又は茨城県産業戦略部産業人材育成課（電話）029-301-3656 まで問い合わせること。

●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営蔵後余郷入東部地区土地改良事業（区画整理）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に茨城県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、茨城県を被告として、計画を定めたことに対する取消しの訴えを提起することができる。

令和 7 年 9 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 縦覧に供する書類

県営蔵後余郷入東部地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し

2 縦覧の期間

令和 7 年 9 月 2 日から令和 7 年 10 月 1 日まで

3 縦覧の場所

茨城県県南農林事務所稲敷土地改良事務所

●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営蔵後余郷入東部地区土地改良事業（農業用排水施設）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に茨城県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、茨城県を被告として、計画を定めたことに対する取消しの訴えを提起することができる。

令和 7 年 9 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 縦覧に供する書類

県営蔵後余郷入東部地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し

2 縦覧の期間

令和 7 年 9 月 2 日から令和 7 年 10 月 1 日まで

3 縦覧の場所

茨城県県南農林事務所稲敷土地改良事務所

●都市計画の図書の縦覧

竜ヶ崎・牛久都市計画生産緑地地区の変更に伴い、牛久市から都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

生産緑地地区

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷市桑山字入久保 69 番 1

2 事業主の住所及び氏名

稲敷市桑山 118 番地 3

森 川 雅 雄

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字実穀寺子 1675 番 75、同番 104、同番 126、同番 128

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町大字実穀 1675 番地 104

本 間 奈津美

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

令和 7 年 9 月 1 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

| 指定番号          | 指定年月日           | 申 請 者                                  |                            | 道 路 の 位 置                  | 道路の幅員及び延長        |                   |
|---------------|-----------------|----------------------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------|-------------------|
|               |                 | 氏 名                                    | 住 所                        |                            | 幅 員              | 延 長               |
| 北セ建指令<br>第12号 | 令和 7 年 8 月 22 日 | 株式会社ア<br>ーネストワ<br>ン 代表取<br>締役 松林<br>重行 | 東京都西東京市北原<br>町三丁目 2 番 22 号 | 常陸大宮市姥賀町 2980<br>番 2、同番 21 | メートル<br><br>6.01 | メートル<br><br>44.14 |

●建築基準法による道路の指定の廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定を廃止したので、公告する。

令和 7 年 9 月 1 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 指定番号 茨城県告示第 1602－B 5 号
- 2 廃止する道路の種類 第 42 条第 1 項第 5 号の規定による指定に係る道路
- 3 指定廃止の年月日 令和 7 年 8 月 22 日
- 4 廃止する指定道路の位置：  
石岡市大字石岡字東ノ辻 2815 番 32
- 5 廃止する指定道路の延長及び幅員  
延長 53.50 メートル  
幅員 5.10 メートル

（教 育 委 員 会）

●入札公告（電子調達）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 7 年 9 月 1 日

茨城県教育委員会教育長 柳 橋 常 喜

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入物件及び数量  
茨城県教育研修センターネットワークシステム機器賃貸借 一式
  - (2) 借入物件の特質等  
借入物件の性能等に関し、入札説明書及び仕様書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 借入期間  
令和 8 年 2 月 1 日から令和 13 年 1 月 31 日までとする。ただし、令和 8 年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。
  - (4) 借入場所

茨城県笠間市平町1410 茨城県教育研修センター

2 担当部局

〒310－8588

茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県教育庁学校教育部 高校教育課 管理担当

電話 029－301－5245

FAX 029－301－5269

所属メールアドレス kokyo@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項に基づく物品調達等競争入札参加資格に登録されている者であること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。
- (6) 調達物品の仕様に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。
- (7) 迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、参加登録、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい者は、2の担当部局の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の交付期間及び場所

(1) 期間

入札公告の日から令和7年10月1日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

なお、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

(2) 場所

茨城県水戸市笠原町978番 6（茨城県庁22階） 茨城県教育庁学校教育部 高校教育課 管理担当

6 入札説明書等に関する質問

- (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から令和7年9月17日（水）午後5時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2の担当部局に同じ。

ウ 方法

電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和 7 年 9 月 25 日（木）午後 5 時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

## 7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に 3(6)及び(7)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

### (1) 提出期限

令和 7 年 10 月 1 日（水）午後 5 時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

### (2) 提出方法

電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法により参加する場合には、電子調達システムにより、入札参加登録シート（テキストファイル）を送信の上、提出物一式は、別途、郵送、持参又は所属メールアドレスへの送信の方法により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参等により提出すること。

### (3) 提出先

2 の担当部局に同じ。

### (4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 7 年 10 月 8 日（水）午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

## 8 入札書の提出方法、開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

### (1) 入札書の提出方法

電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

入札書に記載すべき金額は、月額の賃借料を記載すること。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印の上、封書にて 2 の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え、又は撤回することができない。

### (2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 7 年 10 月 10 日（金）午後 5 時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記 2 の担当部局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 10 月 14 日（火）午前 10 時

イ 場所

茨城県庁入札室 3（茨城県庁行政棟 1 階）

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。）第 143 条第 2 号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 138 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者がした入札
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第 146 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退



競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2 の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

### 13 再度入札等

- (1) 再度入札は 1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

### 14 契約書作成の要否

要

### 15 詳細は入札説明書による。

### 16 その他

- (1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

＜申請書の入手、提出及び問合せ先＞

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875（直通）

### 17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be rented:  
Ibaraki Teacher Training Center Computer System 1 set
- (2) Term of rent:  
From 1 February 2026 to 31 January 2031
- (3) Time limit for the submission of tenders  
: 17:00 10 October 2025 in case of by hand  
: 17:00 10 October 2025 in case of by mail
- (4) Contact point for the notice:  
Financial Division of Ibaraki Prefectural Office of Education  
978- 6、Kasaharacho、Mito-shi、Ibaraki-ken、Japan、310-8588  
Tel. 029-301-5245



毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）  
（休日の場合は繰下発行）

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029（301） 1 1 1 1（代）